

川越市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第1条 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）と当該援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）の実施主体は、川越市とする。ただし、市長は、事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(設置)

第3条 事業の実施に当たり、会員の互助組織として、川越市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置する。

(代表者)

第4条 センターに代表者を置く。

2 代表者は、センターを代表し、事業を統括する。

(事業内容)

第5条 事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会員の募集、登録その他組織に関すること。
- (2) 会員相互による育児の相互援助活動（以下「援助活動」という。）の調整に関すること。
- (3) 援助活動に必要な講習会及び指導に関すること。
- (4) 会員間の交流に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) センターの広報に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的の達成に必要な業務に関すること。

(会員)

第6条 この事業を利用しようとする者は、センターの定める所定の手続に従い、提供会員又は依頼会員として、センターの承認を受けなければならない。

2 会員は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- (1) 提供会員にあつては、市内在住で、心身共に健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる原則として20歳以上の者。

- (2) 依頼会員にあつては、市内在住又は市内在勤する者で、援助活動に理解を有し、原則として当該依頼会員の親族である生後3月以上から小学校6年生までの児童（以下「児童」という。）と同居している者。
- (3) 提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。
- (4) 提供会員は、入会に際し、センターの実施する講習会を受講しなければならない。
- (5) 会員は、センターを政治、宗教、営利等の目的に利用してはならない。
- (6) 会員は、援助活動で知り得た情報又は秘密を漏らしてはならない。また、退会した後も同様とする。

（援助活動の内容）

第7条 提供会員による援助活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校及び学童保育室（以下「保育所等」という。）の開始時間前又は終了時間後に児童を預かること。
 - (2) 保育所等と援助活動を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、依頼会員の育児を支援するために児童を預かること。
- 2 援助活動は、提供会員の家庭において行うものとする。ただし、会員間で合意がある場合はこの限りではない。
- 3 児童の宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

（アドバイザー）

第8条 事業を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、第5条に規定するセンターの業務に関する事務を処理する。

（援助活動の調整等）

第9条 依頼会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに申し込むものとする。

- 2 アドバイザーは、前項の規定による申込を受けたときは、依頼会員が希望する援助活動の内容、日時等を確認し、提供会員との調整を行うものとする。
- 3 アドバイザーは、前項の調整を行ったときは、調整内容及び結果を記録するものとする。
- 4 アドバイザーは、調整が不調になった場合は、依頼会員に別の提供会員を紹介するよう努めるものとする。
- 5 提供会員は、援助活動を実施したときは、援助活動の実施内容を記録した報告書を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。

(保険)

第 10 条 会員は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険等に参加するものとする。

2 前項の保険に参加する費用は、センターが負担する。

(援助活動中の事故)

第 11 条 援助活動中の事故等に対しては、第 10 条第 1 項の規定により会員が加入する保険の範囲内で補償を行うものとする。

(援助活動の報酬等)

第 12 条 依頼会員は、提供会員に対して、別に定める基準に従い、援助活動に係る報酬等を支払うものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。